# 資料2-3　延長保育料について

保育短時間認定を受けた子どもが、認定時間を超えて保育をした場合、その延長保育に係る費用の一部を保護者が負担。

〇保育短時間の保育時間外に、保育を実施した場合において、認定子ども毎に延長保育料を徴収。

（対象時間）

・午前7時30分から午前8時29分までの1時間

・午後4時31分から午後6時30分までの2時間

（延長保育料）

上記時間内について、1時間当たり200円（1か月の限度額5,000円）

（利用方法）

事前申し込みにより延長保育を実施

（保育料）

延長保育料は、月単位で集計し翌月請求

【保育時間のイメージ】

（標準時間）

（短時間）